

年度 第 号

記入しない

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、  
農用地利用集積計画を定める。

年 月 日

記入しない

岩 出 市



第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係  
1 各筆明細

整理 番号	記入しない		利用権の設定を受ける者の氏名又は名称 及び住所【借り人】(A)			住所 〒649-6292 岩出市西野〇〇番地の〇〇			氏名又は名称 〇〇 〇〇							
			利用権を設定する者の氏名又は名称及び 住所【貸し人】(B)			住所 〒649-6292 岩出市西野〇〇番地の〇〇			氏名又は名称 〇〇 〇〇							
利用権を設定する土地 (C)				設定する 利用 権 (D)						利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係 (E)		利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)			備考	
所 在		地番	現況 地目	面積 ㎡	利用権 の種類	内 容	始 期	存続 期間 (終期)	借 賃	借賃の支払 方法	住 所	氏名又は 名 称	権原の 種 類	同意印		
大 字	字															
西野	春面	209 -1	田	1,500	使用貸 借権	水田	〇年 4月 1日	〇年 3月 31日	—	—	—	—	—	—	—	
西野	春面	209 -2	田	1,500	賃借権	普通 畑	告 示 の 日 から	3年間	15,000 円/年	〇月〇日 までに 現金で 支払う	—	—	—	—	—	
<p>(記載注意) (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。</p> <p>(2) (C) 欄は、大字別に記載する。</p> <p>(3) (C) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。</p> <p>(4) (D) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。</p> <p>(5) (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。</p> <p>(6) (D) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日(始期)から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。</p> <p>(7) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃)の額を記載する。</p> <p>(8) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇月〇〇月までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。</p> <p>(9) (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。</p> <p>(10) (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。</p>																

2 共通事項 この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可効力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸及び譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自からの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する、

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から10日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可効力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、各目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	記入しない	氏名又は名称	〇〇 〇〇【借人】	性別	男	年齢	40	農作業従事日数	2人・250日
現に耕作又は養畜の事業に供している農地の面積		主たる経営作目	主な家畜の飼育状況		主な農機具の所有状況				
m <sup>2</sup>			種 類	数 量	種 類	数 量			
農地	5,000	水稻 野菜			トラクター コンバイン 田植え機 トラック	1 1 1 1			
採草放牧地									
(記載注意) (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一告示に係る計画書中記載があれば、他のその記載を要しない。 (2) 主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。 (3) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農家台帳により整理されている場合は、農家台帳番号、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。 (4) 農業生産法人にあつては、農作業従事日数の欄に、農作業従事者数及び延べ農作業従事日数を記載する。									